

広島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県福山地域事務所建設局において、平成二十年六月二十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十年六月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

下御領新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字中島一・二・六番一地从先から 福山市駅家町大字中島八・三・五番五地先まで	二二・〇〇 一七・六〇	二四・八〇	四五・四〇	四五・四〇	拡幅